



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 22 日 (金)
第 8 3 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (414) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (415) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (416・417) (農地・水保全課) 3
	土地改良区連合の定款の変更の認可 (418) (〃) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (419) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (420) (会計指導課) 3
◇ 選管告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行 うことができる基幹放送事業者等 (58) 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる 基幹放送事業者等 (59) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 5

告 示

鳥取県告示第414号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	三宅 敦子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	唐下 千寿	〃
耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく機能 障害	矢間 敬章	〃
脳神経内科	肢体不自由	土井 浩二	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
脳神経外科	〃	木下 雄介	鳥取市の場一丁目1 鳥取市立病院
整形外科	〃	土海 敏幸	東伯郡三朝町大字山田690 社団法人鳥取県中部医師会立三 朝温泉病院
内科	じん臓機能障害	安東 史博	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
内科、泌尿器科、腎臓 内科	〃	森田 祐司	鳥取市里仁54-2 医療法人さとに田園クリニック
泌尿器科	〃	實松 宏巳	米子市車尾南一丁目8-32 山本泌尿器クリニック
〃	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	佐伯 英明	倉吉市上井町一丁目13 医療法人清生会谷口病院
外科	小腸機能障害	瀬下 賢	鳥取市の場一丁目1 鳥取市立病院
消化器内科	肝臓機能障害	孝田 雅彦	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第415号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は 名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
有限会社たむら薬 局 代表取締役 下田 宗人	鳥取市西町三丁 目311	駅南おうぎまち薬 局	鳥取市扇町123-2	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成23年7月 1日

鳥取県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成23年7月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、香取土地改良区の定款の変更を平成23年7月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を平成23年7月15日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月22日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人みのり福祉会	指定居宅介護支援事業所 ふくもり	倉吉市福守町492-1	平成23年7月15日

鳥取県告示第420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
地方自治法施行60周年記念硬貨の引換事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県企画部企画課
主事 中村 礼
- 3 委任期間
平成23年7月20日から同年11月30日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成7年鳥取県選挙管理委員会告示第9号（鳥取県知事選挙における政見放送の回数について）は、廃止する。

平成23年7月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

- 1 テレビジョン放送
株式会社山陰放送 1回
山陰中央テレビジョン放送株式会社 1回
日本海テレビジョン放送株式会社 1回
- 2 ラジオ放送
株式会社山陰放送 1回

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成8年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等について）は、廃止する。

平成23年7月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

日本海テレビジョン放送株式会社 1回

株式会社山陰放送 1回

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取空港航空灯火電源設備更新工事（機器製造） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月23日（金）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取空港

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年8月1日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成23年7月22日（金）から同年9月1日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成23年7月22日（金）から同年9月1日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 調達案件の製造及び保守に関して、以下の実績及び能力を有する者であること。

ア 平成8年4月1日以降において、調達案件又は飛行場航空灯火用同種案件を製造し納入した実績を2件以上有すること。

イ 「サービス・修理体制」の部門及び人員が適正に配置されていること。

ウ 夜間及び休日の緊急連絡体制が確立されていること。

エ 障害発生時における技術者の派遣対応が24時間以内にできる体制であること。

オ 地震、津波等の震災において、応急復旧対応（被害確認作業、仮設運搬作業、機器復旧作業等）ができる体制であること。

カ 納入後監視制御装置機器、CCR用電源装置機器は15年以上、受配電設備機器、定電流調整器機器は22年以上交換部品を補給できること。

キ 交換部品は、発注から3か月以内に補給可能であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課空港係

電話 0857-26-7667

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法等

入札説明書その他の資料は、次により縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。

なお、郵送による交付を希望する者は、下記アの期間及び時間中に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

ア 縦覧及び交付の期間及び時間

平成23年7月22日（金）から同年8月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 縦覧及び交付の場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年9月1日（木）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成23年8月12日(金)午後5時までに、提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Upgrade/Replacement of Tottori Airport Aviation Light Power Supply System

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM , 12, August, 2011

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1 : 30 PM, 1, September, 2011

(4) Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 1, September, 2011

(5) Contact : Tottori Prefecture Port and Harbor Division 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7667 FAX : 0857-26-8310